

工場立地法に基づく「特定工場」の緑地等面積率の緩和について

1. 改正内容

- ・「特定工場」の緑地等面積率の緩和(参考：本資料 p.2~3 「令和 3 年 12 月 24 日総務経済常任委員会資料」)について、
地域未来投資促進法第 9 条第 1 項の規定に基づく緩和 → 工場立地法第 4 条の 2 第 1 項の規定に基づく緩和 に変更する。
- ・地域未来投資促進法に基づく緩和：基本計画中に記載する「工場立地特例対象区域」内の特定工場について緑地等面積率を緩和できる。
(地番を指定して「工業立地特例対象区域」を設定している)
- ・工場立地法に基づく緩和：条例中に定めた区域内の特定工場について緑地等面積率を緩和できる。(工業専用地域・工業地域を区域として定める予定)

- 根拠法令は変更するが、緑地面積率の緩和率などに変化はないため、特定工場を有する
企業への影響はまったくない。
- 対象区域は増加するが、工場立地可否に関する規定ではないため、
住民への影響があるとは考えにくい。



2. 改正理由

- (1)地域未来投資促進法に基づく基本計画の計画期間は令和 6 年 3 月末日となっており、芽室町では**次期基本計画は策定せず**、一時休止することを決定したため、根拠法令を変更する必要がある。
- (2)地域未来投資促進法は時限立法であるため、特定工場と直接関連する工場立地法を根拠法令とすることで**安定性が増す**。

«参考：地域未来投資促進法に基づく基本計画の休止理由» 参考：資料 p.4

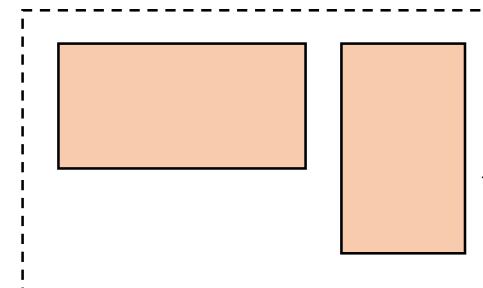
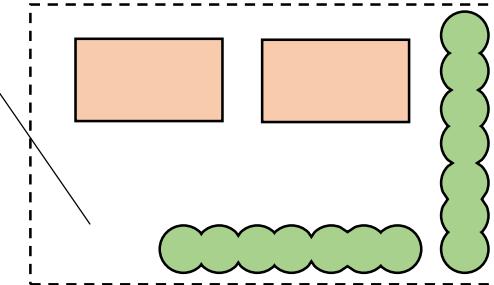
- ・市町村が基本計画を策定していると、企業は**地域経済牽引事業計画**を策定することによって、各種優遇措置を受けられるが、企業が策定しなければならない計画は、要件が厳しいためハードルが高く、芽室町では平成 29 年度の策定以来、1 件の活用例しかない。
- ・一方、市町村の基本計画中には「企業が計画を策定できる町の特徴と分野」を指定し、且つ指定する「特徴×分野」ごとに最低 1 件の活用企業数と、当該事業による付加価値額の創出を目指値として設定しなければならない。
- ・具体的な活用希望企業がない中で基本計画を策定すると、①基本計画中に指定した「特徴×分野」が今後現れる活用企業と合致しない ②計画の目標値がまったく達成できないなどの問題が生じる可能性があることから、具体的な活用目途が立つまで休止することとした。

地域未来投資促進法に基づく工場立地法による緑地等の面積率緩和について

1 本件の目的と効果

特定工場
建築関係法以外にも敷地面積に対する生産施設面積の制限や緑地の確保を求められる。

*制限の主要因は昭和40年代の公害深刻化



特定工場以外
建築関係法を遵守していれば
敷地内で自由に施設を建設することができる。

«課題»
他の事業者よりも厳しい制限
↓
施設増設・再編等が困難
(老朽化施設の建替にも影響)



«対策»
特例措置による制限緩和
*緑地等の面積率の下限引き下げ



«効果»
事業規模拡大・設備投資の促進
↓
町内産業発展・地域経済への波及

2 緩和措置の内容(案)

(1) 対象地区：町内の工業団地(東・弥生・西) *用途地域は工業・工業専用地域

(2) 面積率の緩和：下表のとおり

| 区分 | 現行 | 緩和措置 |
|----------|-------|-------|
| 緑地面積率 | 20%以上 | 5%以上 |
| 環境施設*面積率 | 25%以上 | 10%以上 |

*環境施設＝噴水、池、雨水浸透施設、運動場、太陽光発電施設など。
緑地も含むため、緑地が25%以上ある場合、環境施設は不要となる。



3 緑地確保の目的と緩和措置による影響

①外部環境と生産活動の空間的遮断、地域住民に対する心理的效果

- ・住環境から分離された工業団地 → 影響小

②自然環境との調和、都市環境の整備、大気浄化

- ・工業団地造成時に、団地全体として緑地の確保を行っている。
- ・緩和措置後も特定工場は一定の緑地を確保することを求められる。
→工業団地としての緑地は充分に確保されている



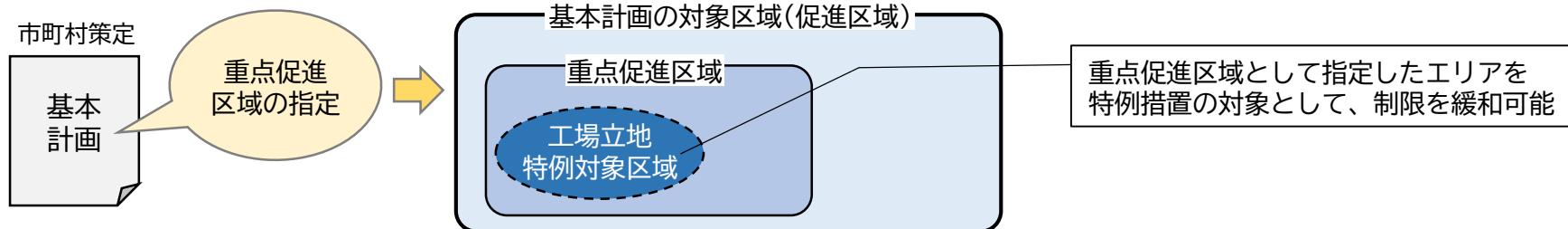
4 今後のスケジュール

- ・1~2月：変更基本計画のパブリックコメント
- ・3月中旬：計画変更について国の同意
- ・3月下旬：緑地面積率緩和に係る条例提案 → 国の同意が3月中旬であるため最終日提案を予定
＊企業誘致条例の一部として盛り込むことが可能であれば、“条例改正”となる見込

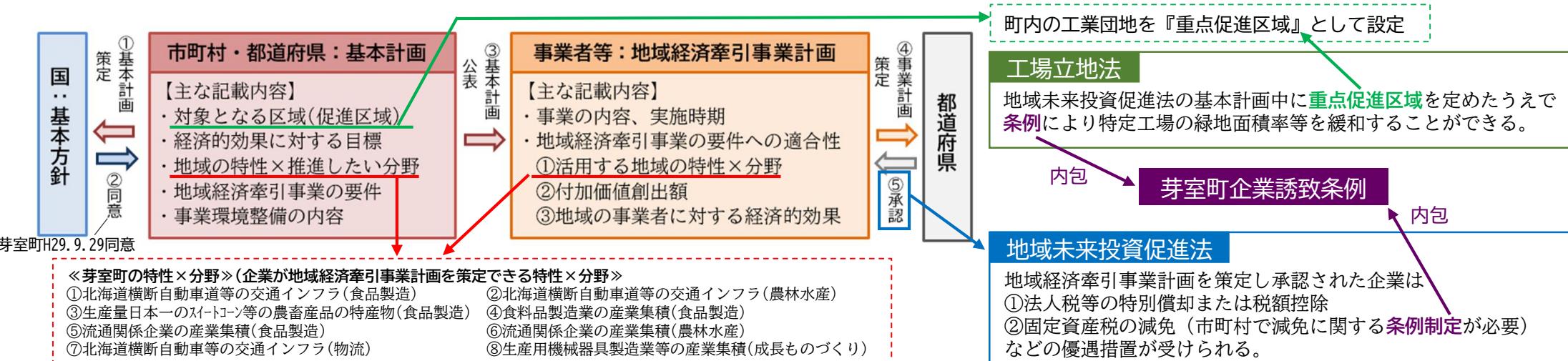
【参考1：用語解説】

- ・工場立地法：工場立地が適正に行われるよう“特定工場”に対して、新設増設の届出義務を課し、生産施設・緑地等の面積に制限を加えるもの。
- ・特定工場：製造業、電気・ガス・熱供給業のうち、敷地面積9,000m²以上または建築面積3,000m²以上の工場
- ・地域未来投資促進法：地域経済を牽引する事業者を支援することにより経済活性化を図ることを目的とする。
市町村が「基本計画」を策定し、国の同意を得た地域は、事業者が「地域経済牽引事業計画」を策定することが可能になる。

【参考2：地域未来投資促進法に基づく工場立地法の制限緩和】



▶ 1 地域未来投資促進法の制度概要／工場立地法・芽室町企業誘致条例との関係



現在は、地域未来投資促進法の基本計画を策定し、条例を定めていることにより

①企業が地域経済牽引事業を策定する(=税制優遇を受ける) ②工場立地法の特定工場が緑地面積率等の緩和を受ける ことができている

▶ 2 地域未来投資促進法の新基本方針に基づく次期計画策定における問題点

令和5年7月23日新基本方針公表 →新たな基本計画策定の際は新基本方針及び改定ガイドラインに基づいた計画とする必要がある (芽室町の計画期間 ~R6.3.31)

●市町村の基本計画策定に係る主な変更点

- (1)基本計画の目標値は原則「地域経済牽引事業による付加価値創出額」とする。 *従来は「地域全体の付加価値創出額」なども認められていた。
- (2)複数の「地域の特性を活用する分野」を設定する基本計画においては分野ごとの目標値を設定する。 *各分野最低1件の申請を見込む必要あり。

●上記の変更点を踏まえた問題点

- (1)芽室町の実績は現行計画における目標値を大きく下回っている。

地域経済牽引事業創出：目標=8件／実績=1件 地域経済牽引事業による付加価値額創出：目標=720百万円／実績=0円

⇒設備投資による優遇措置の相談があるたびに制度紹介はしているが、いずれの企業も「承認のハードルが高く申請は困難」と判断している。

- (2)分野を増やすほど期間中の目標達成が困難になるため「どんな分野の申請があっても良いように」と予め多くの分野設定をすることは不適当。
⇒分野を限定した計画にすべきであるが、現状、活用を検討している企業はおらず、いずれの分野を選択すべきか情報がない。



活用見込のない状態で新規計画を策定するのではなく、企業の活用希望があった場合にその案件に合わせた分野・付加価値創出額を記載した計画を策定するのが妥当ではないか =現行計画の期間終了時に新規計画を策定せず「計画の一時廃止(休止状態)」としたい

*北海道経済部には上記の方向性について相談済。市町村の基本計画を更新せず、然るべき時に再び策定することに問題はない、との回答。